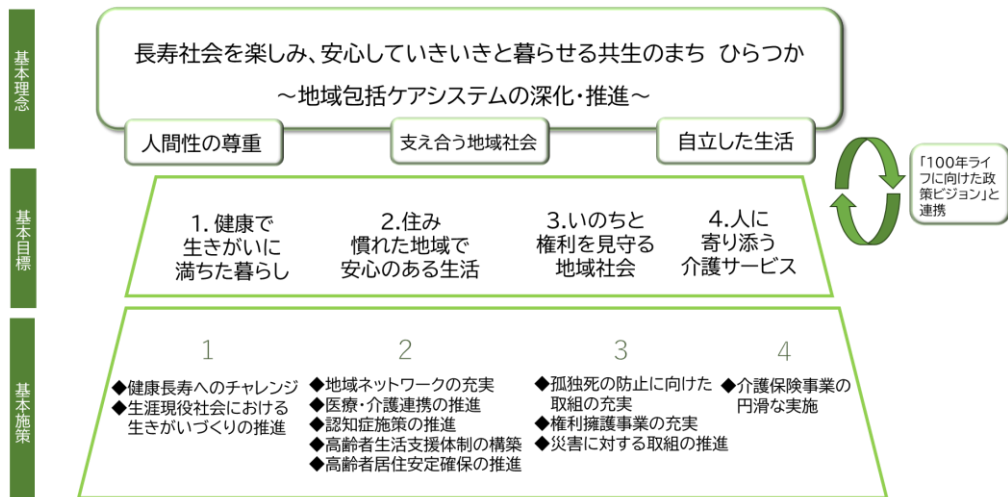


# ○平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第9期])素案の パブリックコメントの実施について

## 1 計画の概要

**基本理念** 「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」

- ◎ 本計画では、第8期計画で策定した「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の基本理念を継続し、副題を「地域包括ケアシステムの深化・推進」といたします。
- ◎ 「人間性の尊重」、「支え合う地域社会」及び「自立した生活」は変わらず基本理念をつくる不可欠な3つの要素とし第8期計画に引き続き4つの基本目標を設定します。
- ◎ 高齢者の自立支援・重度化予防、健康寿命の延伸、家族介護者支援や医療介護連携など、さらなる取組を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で、元気に日常生活を送ることができるよう、医療や介護、生活支援サービスなどが切れ目なく提供される環境を整えてまいります。



注1) **地域包括ケアシステム**：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自らの健康状態や生活環境等に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する仕組み。

### 基本目標 1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」

高齢者が健康を維持し、地域のなかで社会的役割を持ち、生きがいを感じながら、毎日を楽しむことができるよう、自主的に、継続性のある心身の健康増進や介護予防の重度化防止に取り組むための仕組みづくりを強化します。また、就労意欲のある高齢者に対する就業機会の創出に向けた取組を行うほか、地域でのボランティア活動への参加など高齢者の多様な社会参加を促進し、幅広い見識と豊かな人生経験を社会に活かす仕組みづくりを支援します。

### 基本目標 2 「住み慣れた地域で安心のある生活」

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉分野に限らず、多世代や企業等が参加しやすい環境づくりを進めます。

医療と介護関係者の相互理解と連携体制を強化し、在宅での療養生活の充実を図ります。また、高齢者が認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体の認知症の理解を深める取組を推進します。

## 基本目標3 「いのちと権利を見守る地域社会」

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増えることが見込まれる中、地域での「支え合い」を軸にしながら、高齢者の権利擁護体制の確立、高齢者の命と権利がお互いに守り守られるような福祉のまちづくりを推進します。

## 基本目標4 「人に寄り添う介護サービス」

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービスに関する情報の提供に努めます。さらに、必要な人に必要な介護サービスが届けられるよう介護給付の適正化に努めるほか、サービスの質の向上を促進します。また、介護職員を安定的に確保していく必要があるため、介護人材の確保・介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

## 2 計画の根拠及び計画期間

高齢者福祉計画は老人福祉法に基づき、介護保険事業計画は介護保険法に基づき策定するものです。また、この二つの計画は、密接な関連性をもつため、一体のものとして策定します。計画期間は、介護保険法により、3年を一期とする計画を定めることが規定されています。したがって、この計画は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となります。

## 3 パブリックコメント実施内容

- (1) 意見募集期間  
令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木) 35日間
- (2) 周知方法  
広報ひらつか(12月第1金曜日号)、市ホームページ
- (3) 素案の閲覧方法  
市政情報コーナー、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各公民館、各図書館、各福祉会館、地域包括ケア推進課、高齢福祉課、介護保険課に閲覧用の素案を配架します。また、市のホームページにも素案を掲載します。
- (4) 意見の提出方法  
郵送、ファクス、直接持参、電子メール、市長への手紙、電子申請システム
- (5) 意見への回答  
提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表、回答します。

## 4 今後のスケジュール

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| (R05)・11月 7日(火) | 庁議報告                       |
| ・11月17日(金)      | 定例行政報告会                    |
| ・12月 1日(金)      | 広報ひらつか第1金曜日号掲載、市ホームページに掲載  |
| ・12月 1日(金)      | パブリックコメント(35日間) ※1月4日(木)まで |
| (R06)・2月下旬      | 計画書(案)完成                   |
| ・3月下旬           | 庁議付議                       |
| ・3月末            | 計画書完成・公表                   |